

38 原子力災害対策について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、原子力規制委員会】

【提案・要望の具体的内容】

(原子力発電施設の災害対策について)

- 1 地域住民の意見が反映できる体制を責任を持って構築すること
- 2 県域を越えた広域的避難対策として、避難道路の整備や住民避難のための港湾整備に対する支援を行うこと
- 3 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 4 原子力災害対策施設等整備費補助金の継続及び拡大を行うこと
- 5 玄海原子力発電所運転再開前に地域住民に対し説明を行なうこと
- 6 原子力安全協定の位置づけを明確化すること

(福島原発事故の影響について)

- 7 本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化すること

(原子力艦の災害対策について)

- 8 応急対応範囲の見直しを行なうこと
- 9 防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと
- 10 原子力艦の防災訓練に米軍も参加すること
- 11 西海市にモニタリングポストを設置すること



【1 地域住民の意見が反映できる体制の構築について】

○地域住民の意見が反映できる体制の構築とは

エネルギーの安定的な確保は国の責務であると考えます。UPZに含まれる地域の住民は、放射線に対する不安を常に抱えながら生活していかなければならず、地域住民の理解を得ることなく原子力施策は推進できません。

このため、常日頃から地域住民の意見を反映できる場が必要であり、これら意見を勘案のうえ、国が責任を持って運転再開等の判断を行う体制を構築することを望みます。

【2 県域を越えた広域的避難対策に対する支援について】

○県域を越えた広域的避難対策とは

県及び市町が地域防災計画を策定するにあたっては、避難対策の確立が必要であり、避難にあたっては原子力発電所から短時間に効果的に逃げるのが基本となります。

この際に考慮すべきこととして、県境を越えての避難、特に自動車での避難や島民の県外への船舶による避難等が生じますが、避難時間の推計を行った結果、陸路における渋滞や離島の船舶の確保等が課題となることから、避難道路や港湾の整備等への積極的な支援を行うことを望みます。

【3 原子力防災対策に必要な資機材等の配備を行なうこと】

○原子力防災対策に必要な資機材等の配備とは

長崎県では防災対策を必要とする範囲を30kmに拡大した地域防災対策の見直しを行ないましたが、これに伴い対象住民、防災関係機関及び防災要員が多数に及ぶことから、モニタリングポストを始めとした防災資機材等の整備を望みます。

【4 原子力災害対策施設等整備費補助金の継続及び拡大を行うこと】

○原子力災害対策施設等整備費補助金の継続及び拡大とは

原子力緊急事態の際、即時避難が容易でない地域（離島等）において、要援護者等がその場で避難せざるを得ないことを想定し、一定期間、屋内退避ができるよう、特定の施設に放射線防護機能を付加する事業が平成24年度及び平成25年度の国の補正予算として施行されています（原子力災害対策施設等整備補助金）。

今後も本事業を継続していただくとともに、事業対象となるコンクリート施設等がない地域（離島等）では、放射線防護機能が付加された施設を新たに設置する必要があるため、当該補助金を新設の施設を対象とすることを望みます。

【5 玄海原子力発電所運転再開前の地域住民に対する説明について】

○運転再開前の地域住民への説明とは

長崎県は、玄海原子力発電所運転再開に関する地元説明会を開催してほしいとの要望を行なっておりますが、経済産業省からは「福島第一原子力発電所事故を受けて事業者を実施を指示した原子力発電所の安全確保策（緊急安全対策、シビアアクシデント対策）の内容及び総合的安全評価の結果等について、国としての見解をまとめた後、住民に対して説明を行いたい」との回答を頂いているところであります。

ひとたび原子力災害が発生した場合は、県民の生命・身体の安全はもとより、県内産業から県民の日常生活に至るまで広い範囲で多大な影響を被ることが懸念されるので、玄海原子力発電所運転再開前には地域住民に対し説明を行なうことを改めて望みます。

【6 原子力安全協定の位置づけの明確化について】

○原子力安全協定の位置づけの明確化とは

これまで立地自治体と電力事業者が締結していた「原子力発電所の安全確保に関する協定書」いわゆる安全協定の締結には法的根拠はなく、立地自治体と電力事業者との間で、立地の際の信頼関係に基づき締結する紳士協定であるとされていました。

原子力発電所における平常時・異常時における通報等は、地域住民の安全確保のため、立地自治体のみならず隣接自治体等にも必要とされる情報であり、隣接自治体等においても、立地自治体と同じ内容の協定が締結される必要があります。

このようなことから、安全協定のあり方を検証し、法制化を含めた安全規制上の位置づけを明確化するよう望みます。

【7 規制緩和等の働きかけ強化について】

○本県からの農林水産物等の輸出に関し、諸外国での輸入規制の長期化や過剰な規制を解消するため、国は関係国へ規制緩和等の働きかけを強化とは

日本からの海外への水産物輸出は、福島第一原子力発電所事故に関連し、諸外国・地域の規制措置が強化され、中国政府からは「放射性物質検査合格証明書」及び「原産地証明書」の添付が求められています。長崎市（株）の鮮魚輸出は平成23年5月31日から再開されましたが、県・長崎市では毎回の放射能検査や証明書の発行手続などの負担が生じており、規制の緩和が望まれます。韓国では本県水産物から放射性物質が不検出である実績などから、放射性物質検査が省略されたことやEUなどでも日本産食品に対する規制を緩和しており、中国においても、中国と共通の漁場である東シナ海で本県水産物は漁獲されていることから、原産地証明のみで輸出が可能となるよう規制緩和を強く望むものです。

日本産農林水産物等に関する輸入規制が強化・長期化されないよう、また、規制が緩和されるよう、関係国等への働きかけを強化し、客観的データ等に基づく信頼度の高い情報の発信力強化など、海外消費者等に向けた風評の払拭策強化を要望します。

【8 応急対応範囲の見直しについて】

○応急対応範囲の見直しとは

原子力発電所における災害対策については国が見直しを行っておりますが、原子力艦の応急対応範囲については、国において未だ検討されておりません。福島第一原子力発電所事故における知見を踏まえ、原子力艦の災害対策においても応急対応範囲の見直しが必要であることから、国において早急に検討されるよう望みます。

【9 防災対策に必要な資機材等の配備について】

○防災対策に必要な資機材の整備とは

原子力艦の災害対策に備え、地域住民、防災関係機関及び防災要員等の活動に必要な防護服等の防災資機材について、国による整備を望みます。

【10 原子力艦の防災訓練に米軍が参加することについて】

○原子力艦の防災訓練に米軍が参加することとは

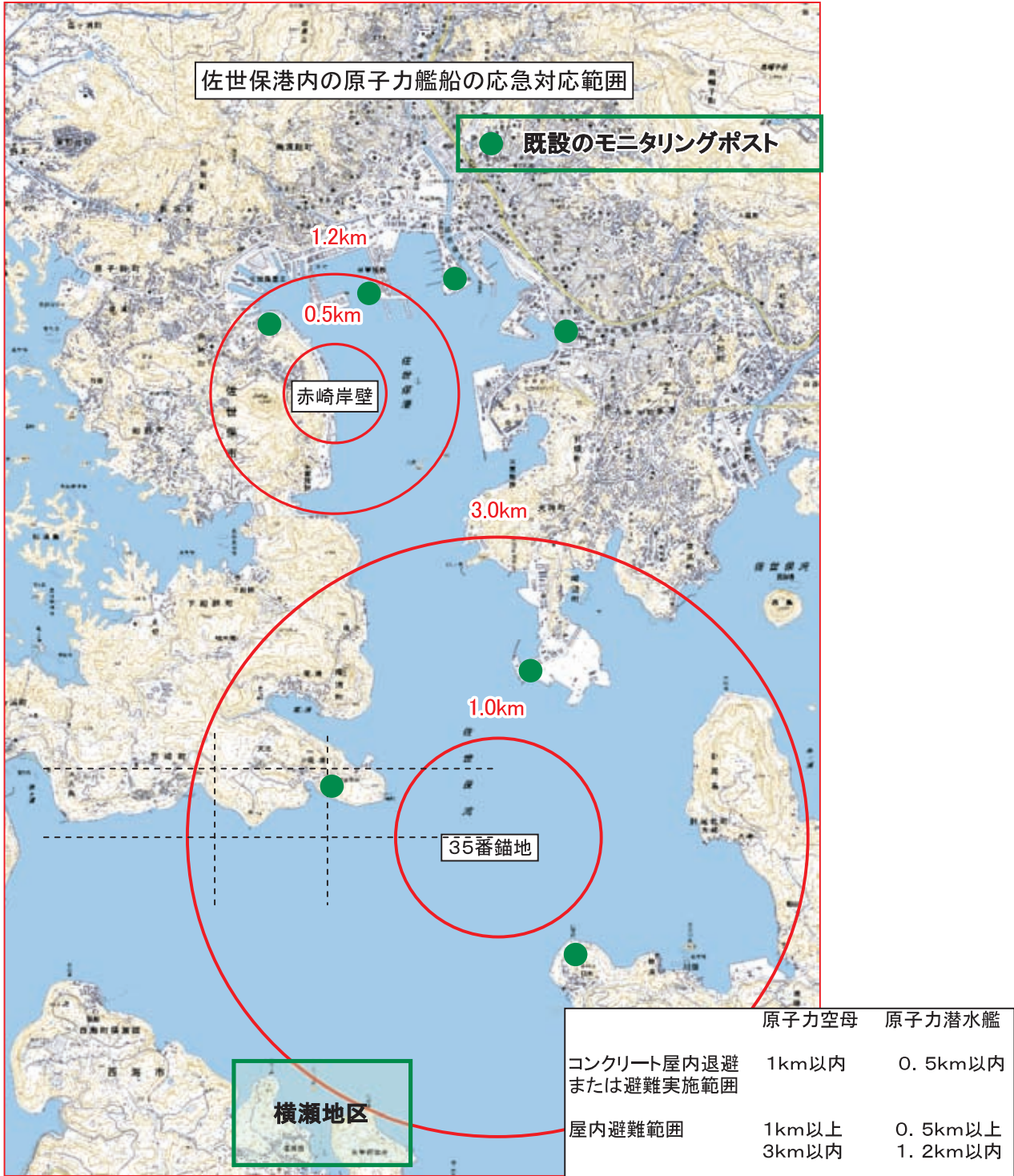
佐世保市では、原子力潜水艦が佐世保港内の赤崎岸壁に停泊中、異常な放射能値を検出したとの想定で、防災訓練を平成14年度から毎年度実施しておりますが、原子力潜水艦を所有する米軍は訓練に参加していません。

原子力艦の防災訓練を実効性あるものとするため、米軍の訓練参加を強く望みます。

【11 西海市にモニタリングポストを設置することについて】

○原子力艦の放射線監視のため、西海市にモニタリングポストを設置することとは

国は、原子力艦の寄港にあたって放射線量を計測するため、佐世保市内にモニタリングポストを7箇所設置していますが、緊急時に素早く対応することができる佐世保港の入口側にはモニタリングポストが設置されていません。このため、西海市横瀬地区にモニタリングポストを設置することを望みます。



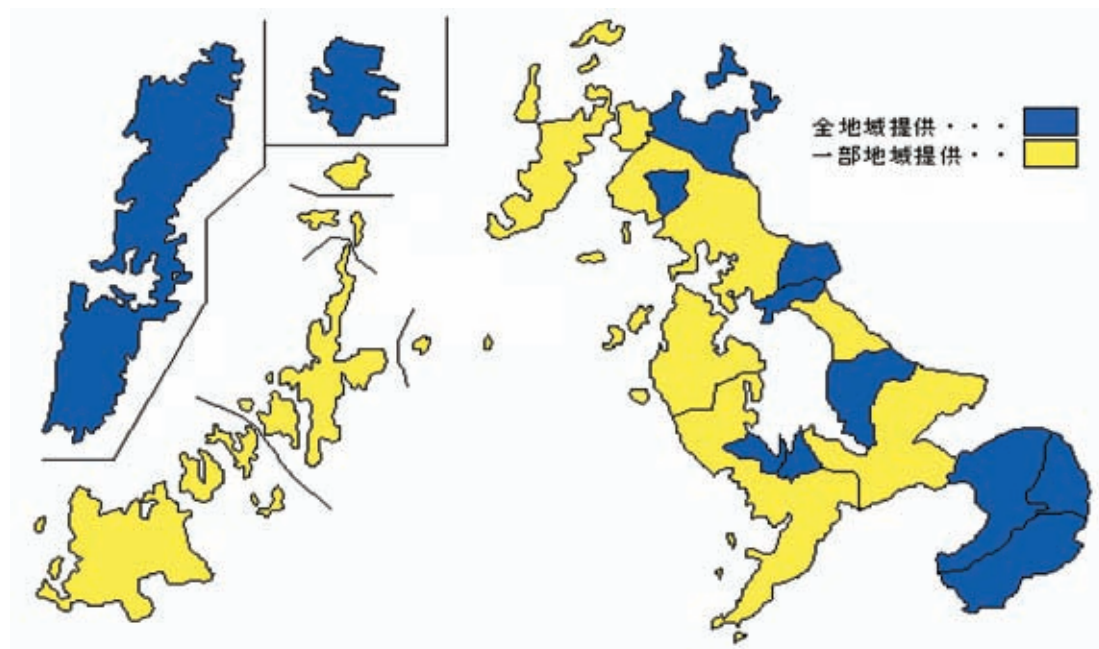
39 高度情報化施策の推進について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 超高速ブロードバンド環境の実現について
条件不利地域における超高速ブロードバンド環境を実現するため、投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資への直接的な財政支援制度を創設すること
- 2 ブロードバンドサービス等の安定的な確保について
条件不利地域においてもブロードバンドや携帯電話等のサービスが安定的に確保されるための支援施策を創設すること
また、市町が整備した情報通信基盤の維持管理及び更新に対する支援施策を創設すること
- 3 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策について
地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策としての共聴施設の設置に係る維持管理等における住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設を検討すること、また、フェージングの解決に向けた検討を行うこと

県内における超高速ブロードバンド環境



【超高速ブロードバンド世帯カバー率】

長崎県: 95.7% (全国: 99.4%)

※平成25年3月末現在

※超高速ブロードバンド: FTTH、LTE、下り30Mbps以上のケーブルインターネット等
(総務省)

【1 超高速ブロードバンド環境の実現について】

○電気通信事業者への直接的な財政支援制度の創設とは

- ・地域づくりや県民の利便性向上の観点から、超高速ブロードバンド環境の整備が課題となっておりますが、初期投資及び整備後の維持管理に多額の費用が必要であり、投資採算性の問題から、電気通信事業者による自主的な基盤整備が進まない状況にあります。
- ・超高速ブロードバンドサービスについては、将来的なサービス継続の観点から、運用にノウハウを持つ電気通信事業者の投資インセンティブを高め、整備を促進するための支援制度の創設を望みます。

【2 ブロードバンドサービス等の安定的な確保について】

○ブロードバンドや携帯電話等のサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設とは

- ・ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から、携帯電話基地局の整備が進まない地域が存在するとともに、ブロードバンドやケーブルテレビ等も含めて既に整備された地域においても、その維持が危惧されています。
- ・携帯電話不感エリアの整備促進とブロードバンドや携帯電話等の安定的なサービス提供を維持し、地域間格差を是正するため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。

○市町が整備した情報通信基盤の維持管理及び更新に対する支援施策の創設とは

- ・電気通信事業者による自主的な基盤整備が進まない条件不利地域を有する市町では、厳しい財政状況の中で情報通信基盤（超高速ブロードバンド網、携帯電話基地局、ケーブルテレビ等）を整備しているところですが、更に完成後の管理・運営及び機器の更新等に多大な経費が継続的に発生し、財政への過度の負担となる恐れがあることから、維持管理及び更新に要する経費について、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。

【3 地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策について】

○住民の負担軽減を図るための新たな支援制度の創設とは

- ・地上デジタル放送の受信が困難な地区では維持管理組合を結成し、共聴施設を設置しているところですが、今後、過疎や高齢化等に伴う構成世帯数の減少が想定され、各世帯の負担が大きくなることが懸念されます。
- ・共聴施設の維持管理費やケーブルテレビの利用料等が住民の負担となっているため、「新たな難視」対策に係る住民負担の軽減を図るための支援制度の創設を望みます。
また、維持管理費を市町が支援する場合は、地方財政措置を講じることを望みます。

○フェージングの解決に向けた検討とは

- ・地上デジタル放送移行に伴い海上電波を受信している離島や沿岸部では、春先から秋にかけてフェージングが発生し、安定したテレビ視聴が困難な状況にあります。
- ・フェージングは気象条件による受信障害であり、確実な対策が取れず放送事業者も対応に苦慮していることから、フェージングの解決に向けた検討を望みます。

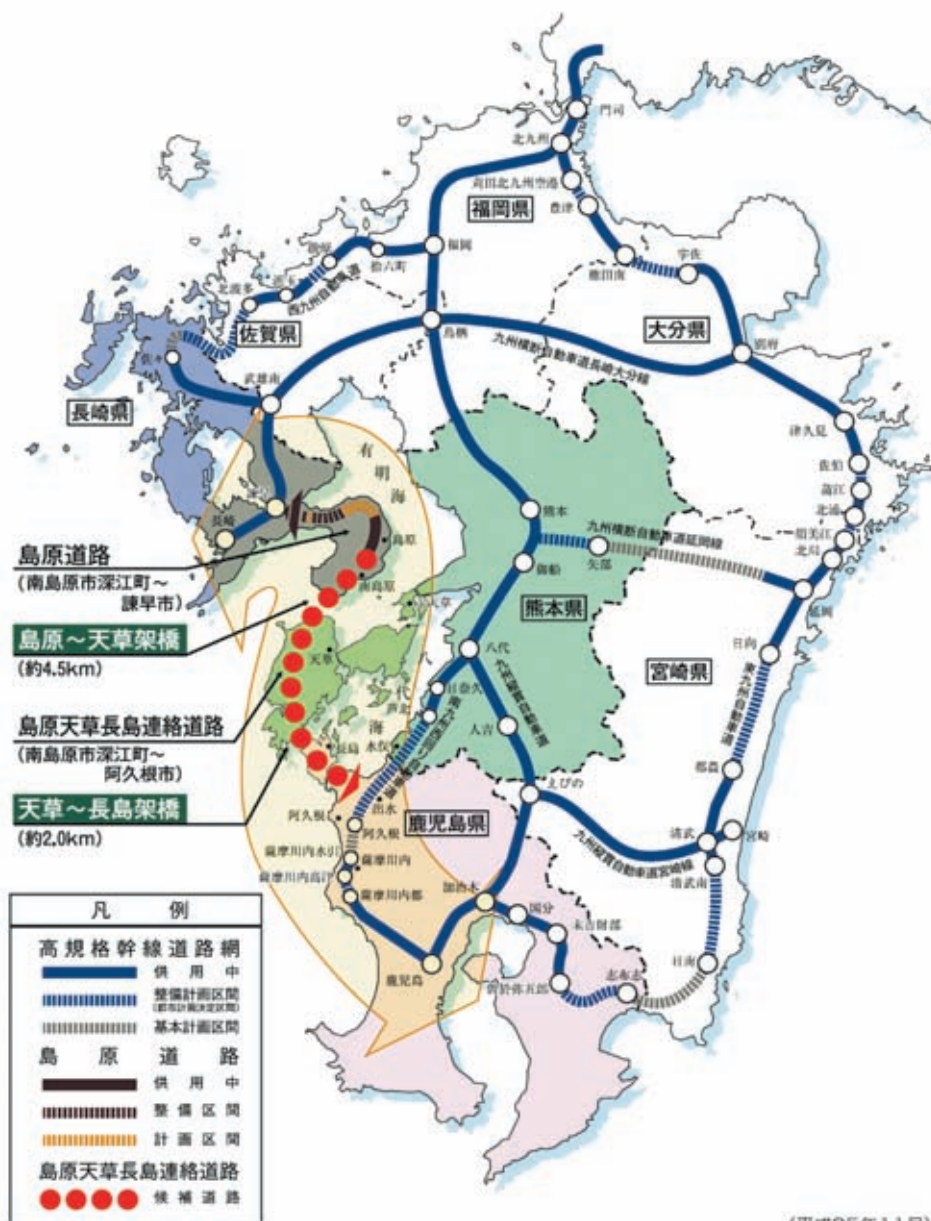
40 島原・天草・長島架橋構想の推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 島原・天草・長島架橋建設に資する調査を実施すること
- 2 地域高規格道路の計画路線である島原道路の整備促進と、候補路線である島原天草長島連絡道路を計画路線へ格上げすること

島原・天草・長島架橋構想、九州西岸軸構想



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など、大きな開発ポテンシャルを持った地域であり、新しい広域観光ネットワークの形成や、農水産物の供給基地としても大きな発展可能性を有していますが、高速交通体系の未整備や二つの海峡での分断により、地域全体が連携した振興策を進めることが困難な状態にあります。
- ・ このため、島原・天草・長島架橋は、今なお高速交通ネットワークから取り残されているこの地域の一体的な活性化を図るとともに、海に囲まれ行き止まりになっている島原半島の大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる「命の道」としても必要な社会基盤整備であります。
以上から、当構想に対する地元の熱意と期待は高いため、国家的プロジェクトとして推進を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

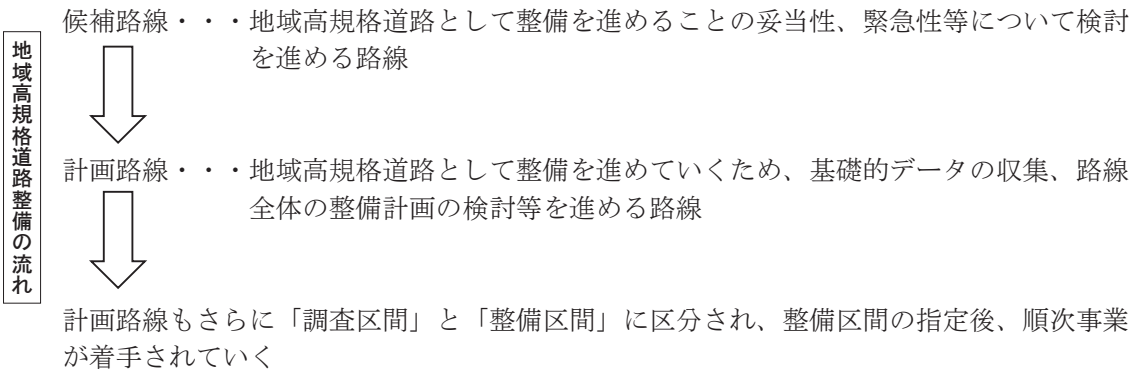
- ・ 島原天草長島連絡道路に関する国の調査が中止されています。
国土交通省は、平成20年度から個別の架橋プロジェクトに関する調査を中止し、広く一般的な橋梁にも共通する技術研究テーマに限定して行うこととしています。
- ・ 国、地方をあわせた財政状況が悪化するなか、公共工事とりわけ大型プロジェクトの推進には厳しいものがあり、事業の必要性について国民的理解を得ることが必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 1 島原天草長島連絡道路の一部である島原・天草・長島架橋建設に資する国による調査の再開
 - 2 島原道路（計画路線）の整備促進と島原天草長島連絡道路（候補路線）の計画路線への格上げ
- 架橋建設に資する調査とは

- ①技術調査・自然条件等に関する基礎調査（気象・地形・地質・航行船舶など）
・ルート、構造等に関する検討（ルート、設計条件、橋種など）
- ②経済調査・交通需要推計、直接的・間接的な便益の算定など

- 島原道路の整備促進、島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げとは



【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 島原道路（南島原市深江町～諫早市）の整備促進による時間短縮効果：90分→40分
- ・ 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想が実現した場合
時間短縮効果 現在：長崎市→鹿児島市 約7時間5分（フェリーと車での最短）
整備後： " 約3時間20分（約3時間45分の短縮）
- ・ 災害時や緊急時における代替道路や複数のアクセスルートが確保されます。

41 地域公共交通確保維持改善のための制度の充実等 について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」の各種補助事業が実施されるにあたり、国において十分に予算を確保し、県・市町の財政負担が増加することがないように支援制度の充実を図ること
- 2 地域公共交通の確保維持改善のため、以下のとおり制度の拡充等を図ること
 - (1) 離島航空路の確保・維持について
 - ・ 離島航空路線運航費等補助金の算出方法の見直し
 - ・ 離島住民運賃割引補助の実効性ある運用への改善
 - ・ 地方自治体を実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充
 - ・ 機体購入費補助対象の拡大
 - ・ 航空機燃料税の軽減措置の継続拡充
 - ・ 航行援助施設利用料の料金区分の見直し
 - (2) 離島・半島航路の確保・維持について
 - ・ 離島航路運営費等補助金の算出方法の見直し
 - ・ 離島住民運賃割引補助の実効性ある運用への改善
 - ・ 本土と離島を結ぶ基幹航路及び有明海航路への公的支援のための継続的な予算の確保
 - ・ 離島の生活物資等の搬送に係る貨物航路の維持存続のための支援制度の創設
 - (3) 第三セクター鉄道並びに地方民営鉄道の施設整備及び確保・維持について
 - ・ 地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備の確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付
 - ・ 地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など設備等整備の補助率の引き上げ
 - ・ 同事業における自治体負担に対する財源措置の強化及び事業者に対する運営費補助制度や鉄道運営助成基金への自治体負担に対する財源措置の創設
 - ・ 第三セクター鉄道等事業者に対する運営費補助制度の創設
 - (4) 生活交通（乗合バス等）の確保・維持について
 - ・ 地域間幹線系統補助のさらなる要件緩和
 - ・ 地域内フィーダー系統補助制度について、市町が平成22年度以前から行っている系統についても補助対象とすること

- (5) 地域公共交通の充実にに向けた新たな制度的枠組みについて
 - ・地域の創意工夫・試行錯誤による主体的な取組を促進する制度運用
 - ・支援措置等の検討・実施

- (6) 原油価格高騰対策について
 - ・輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設



長崎県内の離島航空路線を運航しているダッシュ8



交付金を活用した運賃低廉化航路
(長崎～五島航路 フェリー「椿」)



第三セクター鉄道（松浦鉄道）



地域間幹線系統を運航している乗合バス

【1 「地域公共交通確保維持改善事業」の各種補助事業が実施されるにあたり、県・市町の財政負担が増加することがないように支援制度の充実を図ることについて】

○県・市町の財政負担が増加することのないよう支援制度の充実を図ることとは

「地域公共交通確保維持改善事業」では、陸上交通、離島航路及び離島航空路について、生活交通ネットワーク計画に基づき、事前算定方式により運行（航）欠損額に対する助成が行われているところですが、輸送人員の減少等により補助金額が拡大していることから必要な予算を確保するとともに、燃油価格の高騰や突発的な修繕等により計画以上に欠損額が増加することがあることから、事業者や地方公共団体の負担とならないよう実績を踏まえた支援の実施を望みます。

【2 地域公共交通の確保維持改善のため、以下のとおり制度の拡充等を図ることについて】

(1) 離島航空路の確保・維持について

○離島航空路線運航費等補助金の算出方法の見直しとは

離島航空路線運営費等補助金は、実績収支差見込額と標準損失額のいずれか低い額に1/2を乗じて算出されますが、標準損失額の算定基礎となる標準単価が実単価より低いことなどから、実績収支差とは大きく差が出てくることになります。航空路線の維持存続を図るためには実際の収支差を基礎として補助する必要があります。

現在は、実績収支差と国の運航欠損額の差額等を県で補助しておりますが、今後も安定的に航空路線を維持するためには、国においても実際の収益、費用を基礎として補助金額を算出されることが必要です。特に、輸送量（座席キロあたり）の標準単価のうち、航空燃油費及び部品費において、実績値による費用による算出を望みます。

○離島住民運賃割引補助の実効性のある運用への改善とは

運航費に係る補助対象路線の要件として、1島につき1路線に限るとされているところですが、離島の実態、県・市町の財政状況、事業者の経営状況等に応じて柔軟に対応することも可能とされるよう望みます。

また、島民運賃割引に係る補助について、地域の先行的な取組により既に26%を超えて割引を実施している場合に当該超過分は補助対象とされていないところですが、割引が拡大できる場合には当該超過分も補助対象額に含めるとともに26%を引き下げるよう望みます。

○地方自治体を実施する離島航空路線支援への地方交付税措置の拡充とは

本県では、平成21年度から新たに「離島航空路線確保対策補助金」として、安全整備や利用率保証の制度を創設しており、国と同額の負担をしている運航費補助と合わせると、県・市で年間1億9千万円を超える負担となり、その軽減が課題となっていることから県の「離島航空路線確保対策補助金」を地方交付税措置の対象とすることを望みます。

○機体購入費補助対象の拡大とは

機体購入費補助対象事業は、航空機及びその部品の購入費となっておりますが、リース方式での機材調達も検討できるよう、補助対象事業を拡大することを望みます。加えて、国の負担割合は費用の45%となっておりますが、沖縄と同様の国の負担（75%）まで拡大することを望みます。

○航空機燃料税の軽減措置の継続拡充とは

航空機燃料税の本則が、引き続き平成26年4月1日から3年間引き下げられることとなり、特定離島航空路線にかかる航空機燃料税が本則の3/4に軽減される特別措置についても延長されましたが、将来においても継続するとともに、本土との交流を図るため、沖縄と同様の軽減措置（1/2）まで拡充することが重要です。

○航行援助施設利用料の料金区分の見直しとは

航行援助施設利用料については、現在、15トン未満が小型航空機と区分され、1機あたり120円の定額制が適用され低廉である一方、15トン以上については1トンあたり950円と大幅に高くなっています。

平成26年4月1日から、15～20トンの小型機材については、1/2の軽減措置が講じられるようになりましたが、採算の厳しい離島航空路線を運航するダッシュ8の機材性能的に可能な範囲（16.5トン）まで小型航空機の料金区分を拡大することが必要です。

(2) 離島・半島航路の確保・維持について

○離島航路運営費等補助金の算出方法の見直しとは

離島航路運営費等補助金は、実績収支差見込額に効率化係数を乗じた1/2を基礎として算出されますが、効率化係数は標準収支差をもとに算出されるため、実績収支差とは大きく差が出てくることとなります。航路維持存続を図るためには実際の収支差を基礎として補助する必要があります。現在は、実績収支差と国の運航欠損額の差額等を県と市町で補助しておりますが、年々負担が大きくなっており、今後も安定的に航路を維持するためには、国においても実際の収益、費用を基礎として補助金額を算出されることが必要です。

特に、距離帯別標準キロあたり賃率の距離帯区分の細分化、燃料潤滑油費、船員費、船舶の減価償却費の実績値による費用算出を望みます。

○離島住民運賃割引補助の実効性ある運用への改善とは

平成23年度に創設された離島住民運賃割引補助は、航路寄港地の陸上交通運賃のうち、最も運賃水準の高い運賃までを割引限度としていますが、離島地域の陸上交通の運賃水準が高く、航路の全部又は一部の区間が割引対象にならない航路が多数あります。つきましては、より一層、離島住民の移動環境改善を図るため、本土地域の陸上交通運賃と同等の運賃までの割引を限度とされることを望みます。

また、島民運賃割引に係る補助について、地域の先行的な取組により割引を実施している場合には当該先行実施に係る割引は、補助対象とされていないところですが、このような事例においても補助対象に含めるよう望みます。

○離島基幹航路及び有明海航路への公的支援のための継続的な予算の確保とは

本県では、航路は海の国道であるとの観点から社会資本整備総合交付金を活用して、老朽船舶更新や長寿命化に要する経費を補助することにより、運賃低廉化に取り組んでいます。

今後も引き続き公的支援が可能となるよう必要な予算の確保を望みます。

○離島の生活物資等の搬送に係る貨物航路の維持存続のための支援制度の創設とは

離島住民の生活を守るためには、旅客定期航路だけでなく、生活物資を搬送する貨物航路の維持存続も重要な課題ですが、近年、本県の離島貨物航路（RORO船）において、燃料の高騰による経営難等により、航路が廃止される事例が相次いでいます。ついては、離島の生活物資を搬送する貨物航路についても、安定的な航路の維持存続を図る支援制度の創設を望みます。

(3) 第三セクター鉄道並びに地方民営鉄道の施設整備及び確保・維持について

○地域協議会で策定する生活交通ネットワーク計画に従って計画的に実施される施設整備の確実な事業採択及び補助率どおりの補助金交付とは

事業の実施にあたっては、協議会において整備の目的・内容・効果、費用負担、整備順位等を議論し、「生活交通ネットワーク計画」を策定し、国土交通大臣に提出する必要があります。鉄道施設は、安全運行を維持するために常にメンテナンスが必要で、鉄道事業者は計画的に施設設備を更新していますが、計画どおりの補助が受けられないと脆弱な地方鉄道事業者では安全整備が遅れ、運行に支障が生じるため、十分な予算措置を講じられることを望みます。

○地域公共交通バリア解消促進等事業における車両設備など設備等整備の補助率の引き上げとは

鉄道事業者が行う安全性の向上のための設備等整備への補助率については、平成25年度に公設民営方式による上下分離等への事業構造の変更にかかる事業計画を事業者・市町村等が策定し、国の認定を受けて実施する「鉄道事業再構築事業」を行った場合に限り、1/3から1/2に引き上げられま

したが、安全運行維持のためには、老朽化した車両設備や線路設備などの重要施設の整備を優先的に行う必要があり、現行の補助率での実施は、経営が厳しい事業者には大きな負担となっているため、「鉄道事業再構築事業」の実施の有無に係わらず、経営が厳しい事業者が行う設備等の整備について補助率の引き上げを望みます。

○同事業における自治体負担に対する財源措置の強化及び事業者に対する運営費補助制度や鉄道運営助成基金への自治体負担に対する財源措置の創設とは

平成25年度から第三セクター鉄道等の施設整備に対して自治体が支援した場合には、30%の交付税措置が講じられていますが、財政力が弱い自治体が支援を行う際には、まだ十分な措置とは言えないため、老朽化が著しい施設の更新を円滑に行うためにも、同事業における自治体負担にかかる財源措置の拡充を望みます。

また、鉄道運営助成基金の造成や経常損失に対する支援への交付税措置についても、第三セクター鉄道等の運行継続のために制度の創設を望みます。

○第三セクター鉄道等事業者に対する運営費補助制度の創設とは

生活交通路線を運行する地方バス路線や離島航路については、本事業により欠損補助を行っていますが、第三セクター鉄道等については、大半が経常赤字になっているものの運行欠損は全て事業者や地方自治体が負担しており運行支援制度がありません。

今後も少子・高齢化等によって過疎化が進む地域にあって、鉄道は住民の重要な交通手段であると考えられるため、地方バス路線や離島航路と同様に運営費補助制度の創設を望みます。

(4) 生活交通（乗合バス等）の確保・維持について

○地域間幹線系統補助のさらなる要件緩和とは

本県の乗合バスの輸送人員はピーク時の約4割まで減少しており、特に人口減少が進む離島地域では輸送量の減少から補助要件の輸送量(15～150人)を下回り、国庫補助対象の路線から外れたことにより、地元自治体の負担が増加するケースも発生しています。

こうした中、国におかれては、平成25年度から地域協働推進事業の実施を前提とした幹線系統補助の要件緩和を講じられたところですが、その運用にあたっては地域の実態に即したものであることととも、現在の輸送量要件の引き下げ(15～150人→9～150人)などさらなる補助要件の緩和を望みます。

○地域内フィーダー系統補助制度について、市町が平成22年度以前から支援を行っている系統についても補助対象とすることは

本事業では、平成23年度以降に公的支援を開始する系統であること等が補助の要件ですが、平成22年度以前から市町が住民の生活交通の確保維持のために支援を行っている系統が多数あり、財政力の弱い市町にとって大きな負担となっています。国におかれては、平成25年度から地域協働推進事業の実施を前提としたフィーダー系統補助の新規性要件の特例措置が講じられたところですが、平成22年度以前から市町が公的支援を行っている系統についても補助が受けられるように特例措置としてではなく、要件を見直されることを望みます。

(5) 地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みについて

○地域の創意工夫・試行錯誤による主体的な取組を促進する制度運用・支援措置等の検討・実施とは

「地域公共交通の充実に向けた新たな制度的枠組みに関する基本的考え方」(平成26年交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会中間とりまとめ)や平成26年通常国会において成立した地域

公共交通活性化・再生法の改正を踏まえ、同法に基づく基本方針や運用方針の策定、関連する資金的支援（予算、税制特例措置、融資制度等）、実務を担う人材の確保・育成やノウハウの展開等について、地域がその多様な実情に応じて創意工夫・試行錯誤を重ねて主体的に取り組むことを促し支えるものとなるように検討し、実施することを望みます。

その際には、県・市町の財政負担が極力抑制されたものとなるよう、制度の設計及び必要な予算等の確保を望みます。

(6) 原油価格高騰対策について

○輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設とは

運行（航）欠損額に対する支援制度のない地域鉄道や離島のジェットフォイル航路及び有明海航路等の輸送事業においては、燃油費高騰が続くと、運賃の値上げ（燃油サーチャージの付加を含む）や減便等を余儀なくされ、地域住民等利用者の利便性が大きく損なわれます。このような事態が生じないよう、これらの輸送事業について燃油費高騰に対する支援制度の創設を望みます。

42 長崎空港の活用推進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 長崎空港の運用時間の延長及び体制の強化を図ること
- 2 幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料を平成14年度以前の軽減率に引き下げること



長崎空港

【1 長崎空港の運用時間の延長及び体制の強化について】

○長崎空港の運用時間の延長とは

長崎空港は大型航空機の離発着に必要な3,000m滑走路が整備され、騒音問題や気象障害が少ない信頼性と安全性に優れた海上空港であり、直近の高速道インターまで10分足らずの好条件に位置しています。このような長崎空港の特性を活かし、24時間運用等により夜間のチャーター便や貨物便を取り扱うことは地域経済並びに産業の振興に大きく貢献するものと期待されます。

○体制の強化とは

空港の運用時間の延長に伴い、航空管制やC I Q体制の整備が不可欠となりますので、関係官署の増員及び常駐化等の体制の強化を望みます。

【2 羽田空港の着陸料について】

○幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料とは

平成21年7月1日から、長崎空港を出発する便の羽田空港着陸料が4分の3に軽減されましたが、さらなる軽減措置が必要です。

○平成14年度以前の軽減率に引き下げとは

平成14年度までは、幹線以外の地方路線に係る羽田空港着陸料が3分の2に軽減されていましたが、今後とも地方路線の維持を図るために、着陸料の引き下げを望みます。

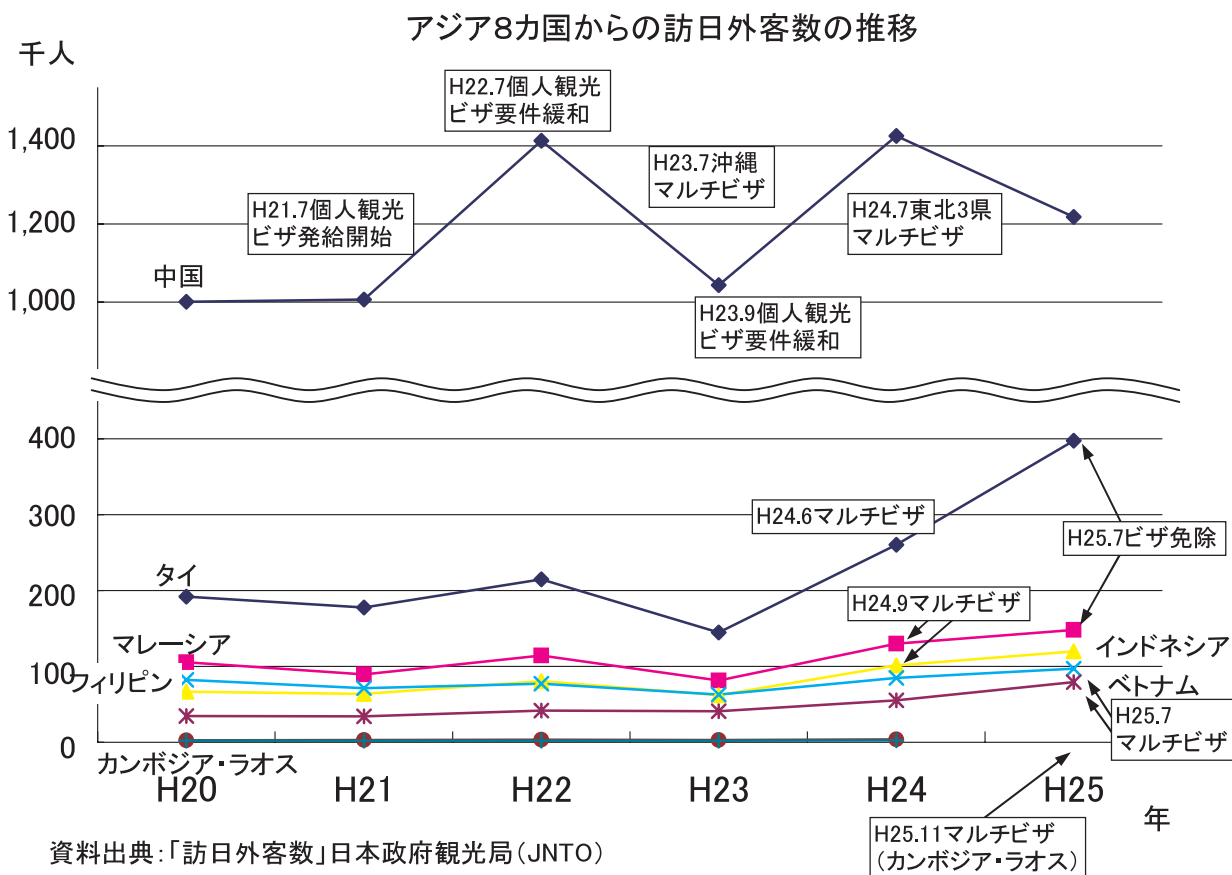
43 アジア各国の短期滞在査証の発給要件緩和等について

【外務省、国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

発展が著しいアジア各国との裾野の広い友好交流関係を深化させるとともに、訪日旅行市場の更なる拡大による地域経済の活性化を図るため、訪日観光に係る査証について、次の措置を講じること

- 1 東南アジア諸国からの観光客に対する査証の発給要件緩和を図ること
- 2 中国人個人観光客に対する短期滞在数次査証について、沖縄県、東北3県に続き、九州にもその適用範囲を拡大すること



【1 東南アジア諸国について】

○査証発給要件緩和とは

東南アジア諸国については、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ適用並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が平成25年7月から、カンボジア及びラオス向けの数次ビザ適用が同年11月から、ミャンマー向けの数次ビザ適用が平成26年1月から実施されてきたところです。

成長著しい東南アジア諸国からの訪日客の増加を図るため、ビザ制度の更なる緩和措置を講じること。また、本県としては特に、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を活用した巡礼ツアーの誘致に積極的に取り組んでいることから、アジア有数のキリスト教国であるフィリピンからの訪日観光客についてビザ免除とすることを望みます。

(参考) 東南アジア諸国向けのビザ制度

対象国	ビザの種類	有効期間	滞在期間
インドネシア	数次ビザ	3年間（期間内であれば何回でも訪日可）	30日以内
フィリピン	数次ビザ	3年間（期間内であれば何回でも訪日可）	15日以内
ベトナム			
カンボジア			
ラオス			
ミャンマー			
シンガポール	ビザ免除	—	90日以内
マレーシア			
タイ	ビザ免除	—	15日以内
ブルネイ			

【2 中国について】

○短期滞在数次査証の適用範囲の拡大とは

九州各県と中国とは、地理的近接性と草の根レベルに至る様々な交流の歴史を背景に、ビザ制度の緩和が図られれば、これまでにない規模の大きな交流に発展する潜在力を有しています。

中国については、ビザ免除に向けた段階的な緩和措置として、沖縄県と東北3県（岩手、宮城、福島）で実施されている個人観光客に対する短期滞在数次ビザの制度について、九州にも適用範囲を拡大することを望みます。

(参考) 沖縄県における中国人観光客の推移（観光庁：宿泊旅行統計調査参考第1表より）

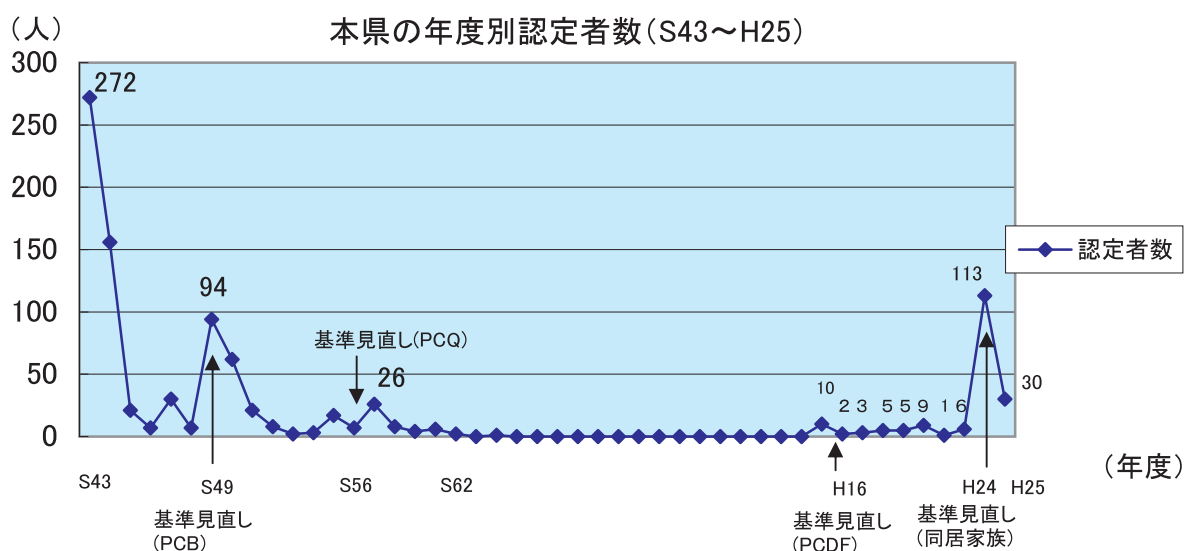
平成22年	35,780	(前年比伸率 78.6%)
平成23年	69,020	(" 92.9%)
平成24年	125,130	(" 81.3%)

44 カネミ油症被害者の救済について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国が実施する油症患者健康実態調査の結果を踏まえ、カネミ油症が原因であると認められる疾患を客観的に評価して診断基準に加えるなど、基準の見直しを検討すること
- 2 患者の通院に要する交通費の支払いについて、患者が希望する支払方法となるよう検討すること
- 3 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づく支援策を実施するにあたり、地方公共団体の負担がないよう必要な人件費等の予算措置等を適切に講ずること



【1 診断基準の見直しについて】

○診断基準の見直しとは

カネミ油症事件は、昭和43年に本県及び福岡県を中心に西日本の広い範囲で発生し、ダイオキシンやPCBなどが混入した米ぬか油を摂取した約1万4千人が健康被害を訴えた食中毒事件です。

平成24年9月、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「救済法」という。）が施行され、事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、同年12月に油症診断基準の見直しが行われた結果、平成26年3月末時点の認定患者は、全国で2,256名、本県においては938名となっています。

また、新たな支援策として、認定患者には健康調査支援金の支給を伴う健康実態調査の実施や、原因企業から一時金が支給されるなど、救済法の施行により被害者が望んでいる恒久的な救済について大きく道が開かれました。

しかしながら、その一方で認定患者と同じ米ぬか油を摂取し、健康被害を訴えているにもかかわらず、家族内に認定患者がいない未認定者等については、救済法による支援の対象とならず、原因企業から一切の補償もなく、高齢化が進む中、医療費の負担も増大しており、さらなる被害者救済のため、診断基準の見直しを望みます。

【2 患者の通院に要する交通費の支払方法について】

○患者の通院に要する交通費とは

患者の通院に要する交通費については、カネミ倉庫（株）から支払われるものの、患者の立て替え払いが必要であり、また患者がカネミ倉庫（株）に請求しなければならないことから高齢者が多い患者にとって大きな負担になっています。

○患者が希望する支払方法とは

患者が希望する交通費の支払い方法について、カネミ倉庫（株）及び患者と協議する場を設け、現在の支払い制度の改善について検討していただくことを望みます。

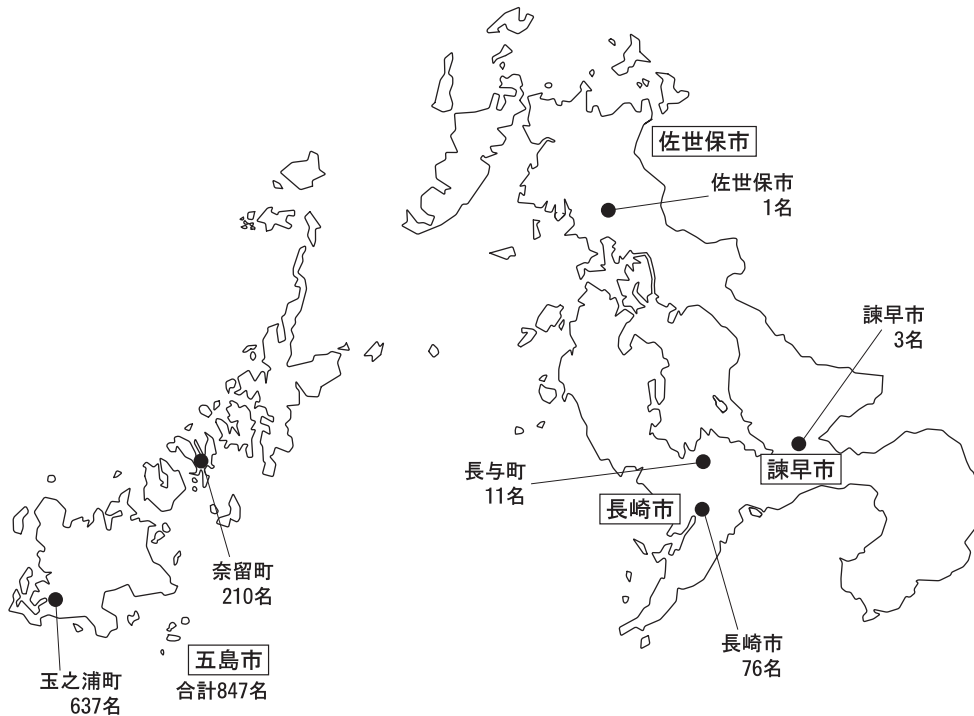
【3 法律に基づく支援策の実施について】

○地方公共団体の負担がないよう人件費等の予算措置等を適切に講ずることとは

救済法に基づく新たな支援策を実施するにあたり、国からの委託料は油症患者健康実態調査にかかる事務費だけとなっており、受託業務に見合った額となっていないため、支援(受託)事務に要する人件費等の本県の負担がないよう、適切な予算措置を講ずる等の配慮を望みます。

【参考】

長崎県におけるカネミ油症認定状況（平成26年3月末現在 938名）



全国および長崎県のカネミ油症被害状況（平成26年3月末現在）

	被害届出者数	認定患者数	生存認定患者数
全国	約14,000名	2,256名	1,652名
長崎県	約 1,400名 (全国比約 10%)	938名 (全国比約 42%)	688名 (全国比約 42%)
内 訳	五島地区 約 560 名 長崎地区 約 350 名 その他 約 490 名	H16.9 診断基準見直し前 754名認定 H16.9 診断基準見直し後 41名認定 H24.12 診断基準見直し後 143名認定	本県在住 471名 他県在住 213名 不 明 4名

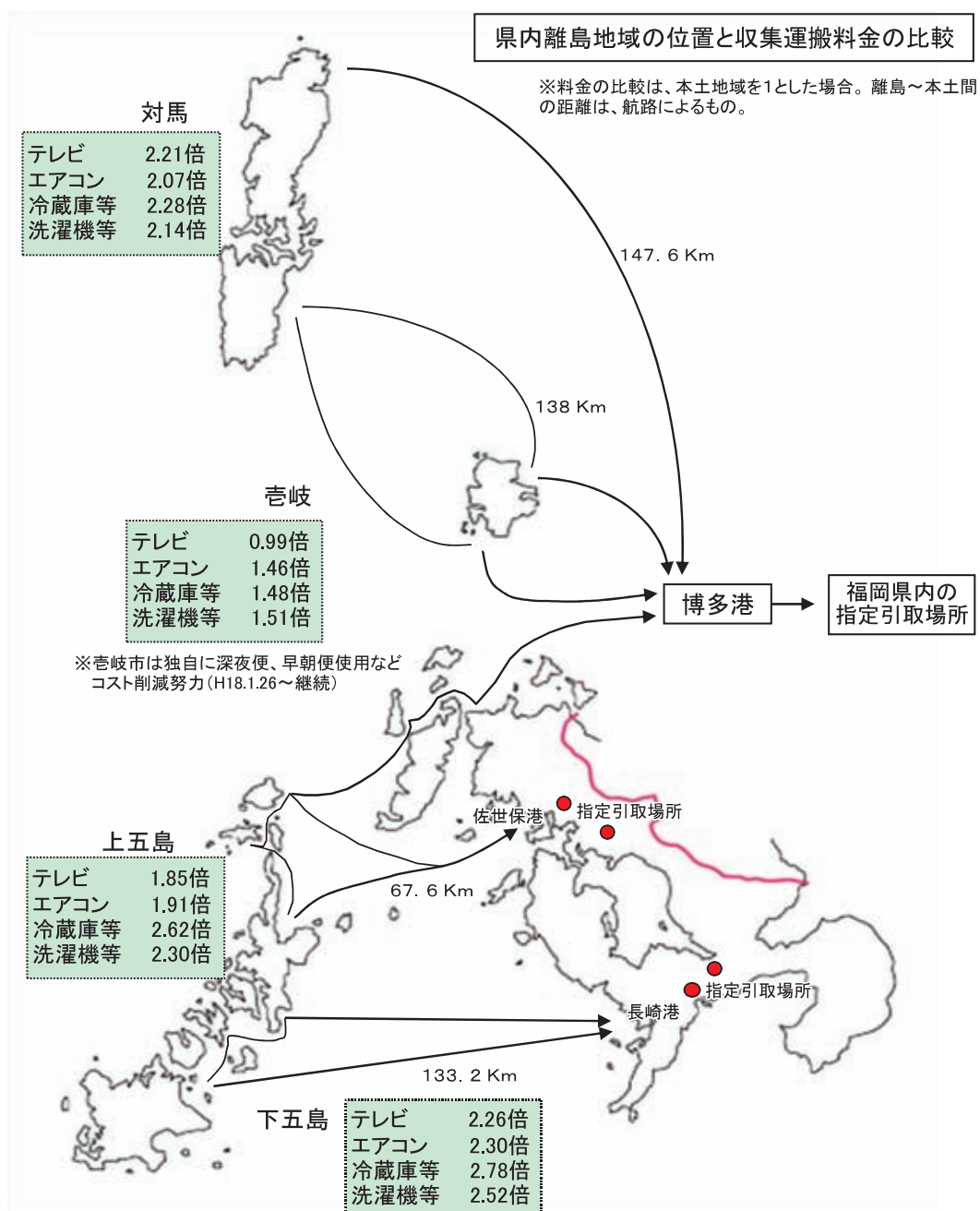
※被害届出者数は、昭和44年7月1日現在

45 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすること
- 2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直しを行うこと



【1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について地域の实情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすることについて】

○不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置とは

不法投棄対策に積極的な市町村及び離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」（支援措置）の助成措置が実施されています。

○地域の实情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとは

この制度は、申請が市町村に限られており、また事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど、利用上支障となる点があります。そこで、制度の活用を一層促進するため、事業の実施対象者を市町村以外にも拡大すること及び応募要件の緩和や事業年度の期間の見直しを望みます。

○恒久的措置とは

一般財団法人家電製品協会の助成措置については、実施期間が平成26年度までとされていることから、制度の恒久的実施を望みます。

【2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入など必要な制度の見直しを行うことについて】

○再商品化等料金の前払い方式の導入とは

現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式（後払方式）となっており、排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が行われないことが懸念されます。そこで、家電リサイクル法の対象となる家電製品の販売価格に、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める方式（前払方式）とすることを望みます。

○必要な制度の見直しとは

現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの推進や排出時の不法投棄防止が期待されます。

46 高濃度大気汚染物質の原因究明及び対策強化について

【環境省】

【提案・要望の具体的内容】

越境大気汚染物質の観測体制を充実するとともに大気汚染に関する日中韓の国際的な取組みを促進し、大気汚染物質の移流状況や発生メカニズムの早急な解明と精度の高い大気汚染予測システムを構築するほか、健康影響に関する知見の集積を行うこと。また、PM2.5については県民へ注意を促すための判断方法について、さらに早朝の時間帯における対応について検討を行うこと。

図1 平成26年4月11日 2時 のPM2.5分布予測
大気汚染予測システム（VENUS）：国立環境研究所発信

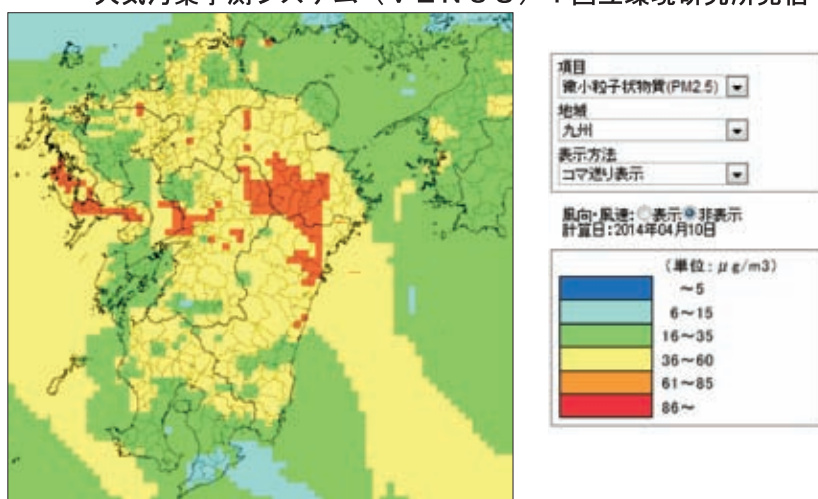
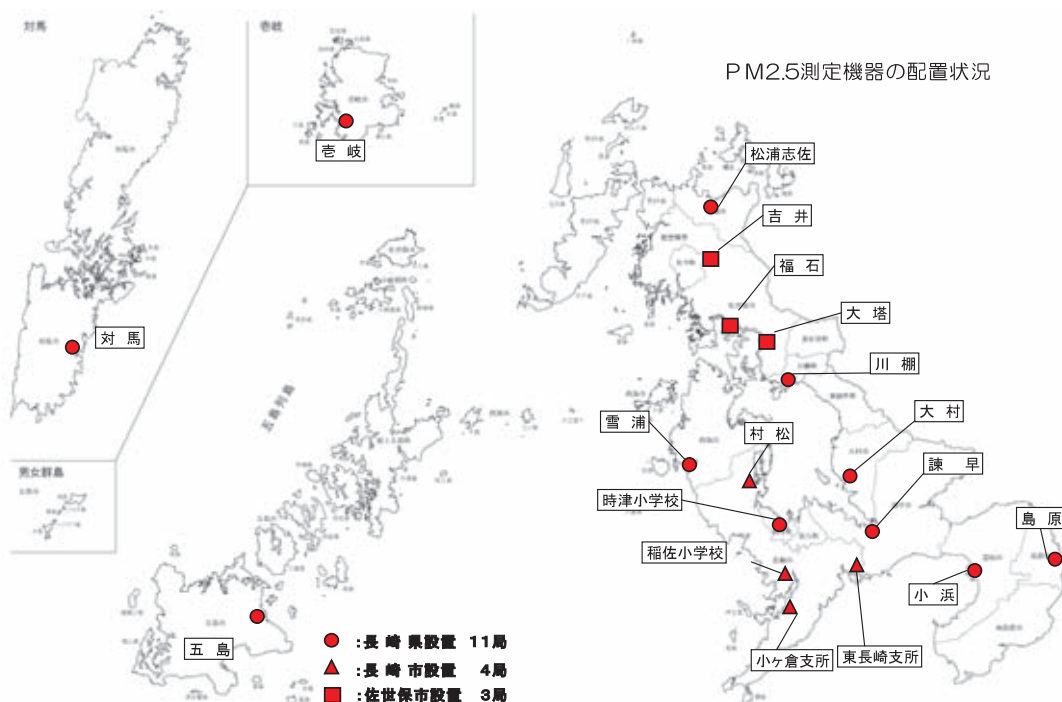


図2 長崎県内のPM2.5測定機器設置状況



【1 この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】

本県では、例年、高濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測され、注意喚起や注意報の発令を行う事態が生じています。

大陸に近い本県では、汚染物質の移流による影響が懸念されていることから、これらの原因物質の国内外の発生源情報やその寄与割合などの知見を集積し、排出規制など効果的な汚染物質の抑制対策を早急に図ることが必要です。

また、県民の安全・安心を確保するために、健康影響の解明や、より精度の高い地域別の大気汚染予測の情報が求められています。

【2 この要望における課題・問題点は以下のとおりです。】

本県は大陸に最も近く越境汚染の影響を受けやすい位置にあります。

オキシダントの注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。(図3)

- ・平成18年度(2006) 5月30日
- ・平成19年度(2007) 4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年度(2009) 5月8日、5月9日
- ・平成22年度(2010) 5月8日
- ・平成23年度(2011) 5月16日

PM2.5の注意喚起は平成25年3月19日に壱岐・対馬地区、平成25年11月3日に本土地区、平成26年2月3日に県央地区に行いました。

【3 本県の望むことは以下のとおりです。】

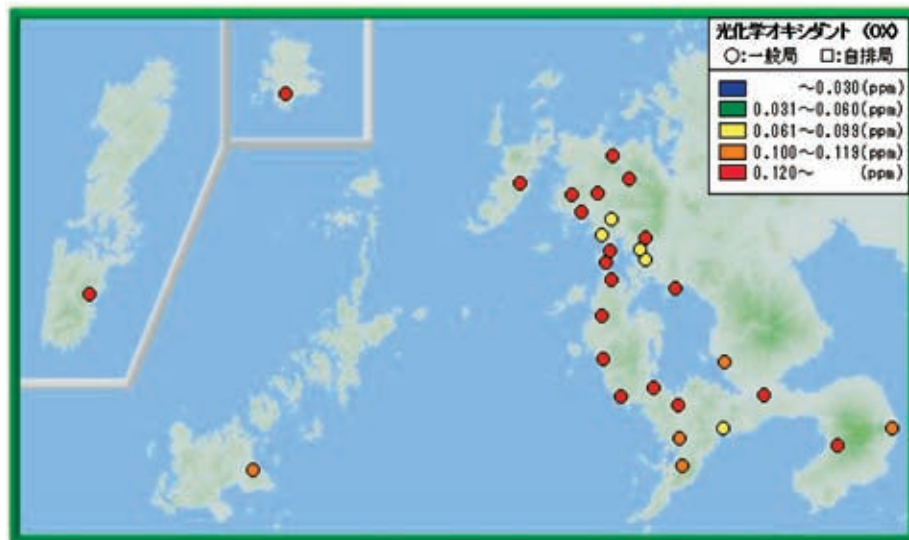
- 1 日中韓における大気汚染に関する国際的な取組みを促進し、大気汚染物質の発生抑制を要望します。
- 2 早急に汚染物質の移流状況の実態並びに発生メカニズムを解明し、高精度の地域別大気汚染予測システムを構築されることを要望します。
- 3 県民の安全・安心を確保するために、大気汚染物質による健康影響に関する知見の集積や情報提供、加えてPM2.5については、早朝の通勤、通学の時間帯に対応した判断方法の検討など、きめ細かな対応を要望します。

【4 要望が採択されることによって、以下が可能となります。】

大気汚染の発生原因が究明され、効果的なオキシダントやPM2.5の削減対策が実施されることにより、これらの物質に起因する県民の健康等への影響が減少します。

図3 オキシダント注意報発令時の状況(2009年5月8日)

- ・発令市町数：10市8町 最高濃度：0.14ppm
- ・翌日も4市4町で連続発令



47 廃焼却施設の解体支援について

【環境省】

【提案・要望の具体的内容】

廃止されたごみ焼却施設について、跡地に廃棄物処理施設を整備しない場合の解体事業は交付金の対象となっていないことから、跡地利用を伴わない廃焼却施設の解体についても、循環型社会形成推進交付金の対象とするとともに、一般廃棄物事業債等の起債対象とすること。

○本県の廃止年度ごとの施設解体数

廃止年度	未解体数 (H20.3末)	年度別解体施設数(H20～25)							未解体数 (H26.3末)
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計	
S50～63	8	3	2	1	0	1	1	8	0
H元～10	6	1	2	1	1	0	0	5	1
H11～15	25	5	5	2	3	4	0	19	6
H16～20	18	4	1	0	2	1	0	8	10
H21～24	3	0	0	0	0	2	1	3	0
合計	60	13	10	4	6	8	2	43	17



廃焼却施設



廃焼却施設

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

かつて離島地区や郡部の市町村においては、運搬コストや他自治体のごみを受け入れない住民感情等により各自治体ごとに焼却施設が設置されたが、その後の市町村合併やごみ処理広域化により一自治体で多くの廃焼却施設を抱え込む結果となりました。

施設の解体には多大な経費を要するため、財政状況が厳しい市町においては解体されずに長期間放置された廃焼却施設もあり、老朽化等による倒壊の危険性やダイオキシン類による周辺環境への影響が懸念されるなど周辺住民の不安も高まっていました。

このため、現行の交付金制度の活用や県単独の補助制度創設により、廃焼却施設の解体促進を図ってきたところですが、それでもなお残る施設については、国の制度による財政支援措置が必要です。(解体支援にかかる県単独補助制度は平成20年度から24年度までの時限措置)

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

ごみ処理広域化が進展するなか跡地利用が見込めない廃焼却施設については、県単独補助金を創設し解体の促進を図ってきたところですが、跡地有効活用を交付対象とする国の交付金制度活用により解体した施設とあわせると、平成19年度末の60施設から平成25年度末時点で17施設と一定の成果を果たしています。

しかしながら、残る施設の解体については再度の県単補助の創設も困難であることから、市町に多大な財政負担を強いることとなるため、円滑な解体を促進するには解体財源の確保に向けた財政支援を図る必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

跡地に廃棄物処理施設を整備しない場合の廃焼却施設解体事業についても、循環型社会形成推進交付金の対象とするとともに、一般廃棄物事業債等の起債対象とすることを希望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

解体財源が確保されることで円滑な解体が促進されることとなり、倒壊の危険性やダイオキシン類による周辺環境への影響がない、住民の安全・安心な暮らしの確保が図られます。

48 漂流・漂着ごみの対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 新たな恒久的財政支援措置の創設
- (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
- (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施

1) 平成22～24年度における海岸漂着物の回収・処理費用

・県管理海岸	8,387m ³	296,147千円
・市町管理海岸	31,142m ³	836,521千円
合 計	39,529m ³	1,132,668千円
・財 源	地域グリーンニューディール基金（環境省所管）、県単独補助率 10/10ほか	



対馬地区の海岸

2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合

- ・ペットボトル 約70%（韓国52%，中国13%，その他3%）
- ・ライター 約40%（韓国21%，中国16%，その他2%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）



3) 廃ポリタンク等の漂着

① 廃ポリタンク

- ・H24年度漂着量 全国総数 5,547個、長崎県沿岸 954個 (全国2位)
- ・H23年度漂着量 全国総数 9,723個、長崎県沿岸3,132個 (全国1位)
- ・H22年度漂着量 全国総数13,327個、長崎県沿岸2,383個 (全国1位)

② その他、外国語標記(国籍不明)の医療系廃棄物や流木の漂流・漂着(77,909本、撤去・処理量11,082m³、大きい流木は直径1m、長さ5~6m)が確認されている。



廃ポリタンク



注射器等(一部に注射針)



点滴パック(中国語表記)



漂着した流木

【漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

○新たな恒久的財政支援措置とは

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされるとともに、平成21年度から平成23年度の3ヵ年については、地域グリーンニューディール基金により財政措置が行われました。平成25年度については、平成24年度補正予算により、従前と同様の支援内容による財政措置が講じられていますが、平成26年度までの期間限定であり、恒久的措置とはいえません。

漂着ごみ(海岸漂着物等)は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、同基金事業終了後も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画(地域計画)の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

○創設とは

漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業並びに今回の平成24年度補正予算措置(地域環境保全対策費補助金:補助率10/10)と同等の補助制度の創設、若しくは交付税措置を望みます。

○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂流ごみ・海底ごみについては、処理責任が明確にされていません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ・海底ごみについても、国と地方公共団体の役割分担と処理責任を明確にした上で、効果的な対策、漂着ごみと一体的に回収・処理ができる総合的な制度の確立及び継続的な財政支援を望みます。

○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

関係国に対して、早急に原因究明と発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことを望みます。

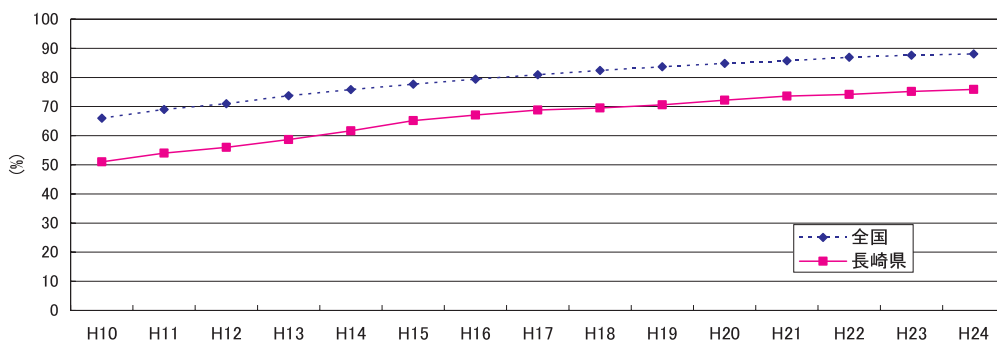
49 水環境対策の推進について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

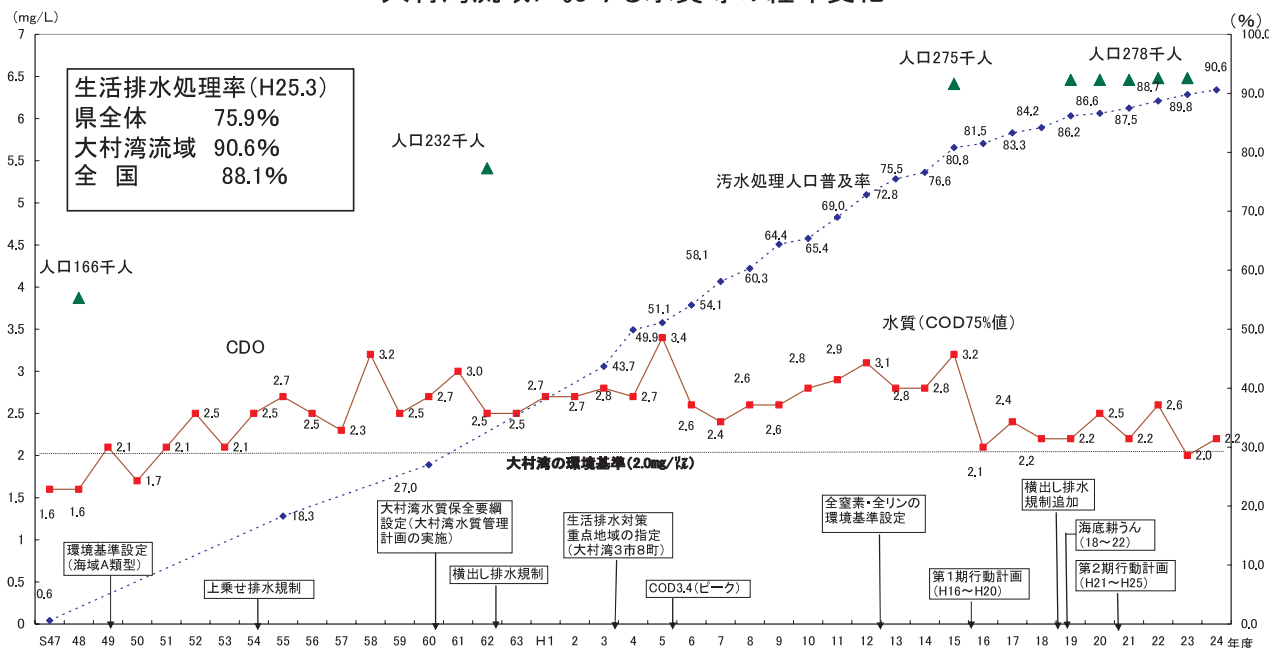
- 1 硝酸性窒素による地下水汚染対策の強化及び財政支援
- 2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進のための財源確保と離島・半島地域の交付率の嵩上げ
- 3 閉鎖性水域である大村湾の環境保全と水産資源の回復を図るための特別措置法（「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」）の制定並びに十分な財源確保

長崎県汚水処理人口普及率(%) ※H22は岩手県、宮城県及び福島県を
H23は岩手県、福島県を
H24は福島県を除く



	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国	66	69	71	73.7	75.8	77.7	79.4	80.9	82.4	83.7	84.8	85.7	86.9	87.6	88.1
長崎県	51	54	56	58.7	61.7	65.2	67.1	68.8	69.5	70.6	72.2	73.6	74.2	75.2	75.9

大村湾流域における水質等の経年変化



【1 硝酸性窒素による地下水汚染について】

○地下水汚染対策の強化とは

地下水汚染の主な要因と考えられる家畜排せつ物や農地への施肥、生活排水について、環境の視点から法的な規制を強化することや安価で新しい窒素低減技術開発の実用化を進めることを望みます（畜産系の排水処理施設の義務付けや排出基準をさらに低く設定すること。浄化槽設置においては、窒素を低濃度まで削減する高度処理型浄化槽の設置を法律で義務付けることなど）。

○地下水汚染対策への財政支援とは

浄化槽設置に係る交付金の国の負担割合の向上（1/3→1/2）や畜産農家へのふん尿処理施設導入への財政支援を強く望みます。

【2 公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備促進について】

○整備促進のための財源確保とは

平成24年度末現在の本県の汚水処理人口普及率（75.9%）は、全国平均（88.1%）に比べ大変低く、全国順位は34位です。生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽等の整備をさらに促進する必要があります。

しかしながら、これら事業予算が一括交付金化で縮減されており、市町が要望する各種事業の財源を満額確保していただくことを望みます。

○離島・半島地域の交付率の嵩上げとは

平成24年度末現在の離島、半島地域の汚水処理人口普及率はそれぞれ30.7%、55.4%と、離島・半島地域を除く本土地域の88.7%に比較し大きく遅れている現状にあります。このため、財政力の弱い離島・半島市町において汚水処理施設の整備促進が図られるように、国費の交付率の嵩上げをしていただくことを望みます。

事業名		交付率	
		現在	要望
下水道	管渠	1/2	5.5/10
	処理場	1/2、5.5/10	5.5/10、6/10

【3 大村湾の水質保全について】

○中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）の制定とは

大村湾については、工場・事業場からの排水について厳しい基準を設定するとともに、県平均を大きく上回る汚水処理施設の整備等を進めているところですが、極めて閉鎖性が強いこともあって水環境の改善が進まず、水産資源の減少等を招いているのが現状です。そこで、全国の中小閉鎖性海域での水質及び底質の改善等環境保全事業を促進するための国の財政支援が可能となる「中小閉鎖性海域環境保全特別措置法（仮称）」の制定を望みます。

○十分な財源確保とは

大村湾の環境保全対策を進めると共に、水産資源の回復等を図るため、流域の公共下水道、農業・漁業集落排水事業及び浄化槽整備事業、流入河川・海岸の改修事業、港湾海岸保全事業及び底質改善や貧酸素水塊の抑制、軽減、生物の生息場の造成等の各種対策事業について十分な財源を確保していただくことを望みます。また、特別措置法を制定し、各事業に離島振興法と同様の高率補助を適用していただくことを望みます。

大村湾では、夏季には大規模な貧酸素水塊が発生し、生物への影響や底質からの栄養塩の溶出が懸念されるため、県でも対策を進めています。貧酸素水塊対策は、全国の閉鎖性水域で共通の課題ですが、環境省では、環境基準として新たに底層の酸素濃度を加える動きがあり、新たな対策を講じていく必要があります。長崎県での貧酸素水塊に対する取り組みは全国の閉鎖性水域での対策のモデルとなる可能性もありますので、特段の財政的支援をお願いします。

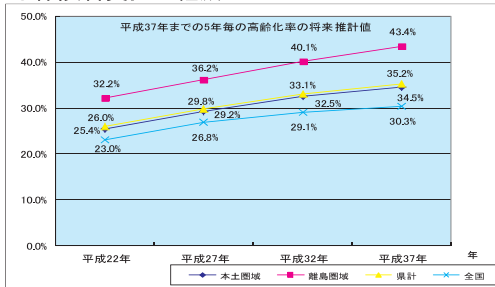
50 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

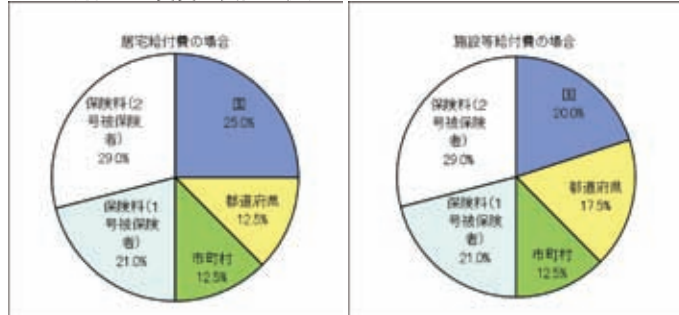
【提案・要望の具体的内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減を図ること
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること
 - (3) 制度の見直しにより生じる地方の財政負担や税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと。
- 3 介護人材を安定的に確保するため、介護職員等の処遇改善を拡充すること
 - (1) 介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すなど介護職員等と他業種との賃金格差是正を図ること
 - (2) 介護職場の全体的な処遇改善を図るため、加算対象事業所及び職種を拡大すること
 - (3) 介護職員等の処遇改善にあたっては、県、市町及び利用者の負担増とならないよう配慮すること

○保険料負担の軽減について



《現在の公費費用負担の状況》



第5期(H24～26)保険料基準額

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	5,880円
2	新潟県	5,634円
3	石川県	5,546円
4	富山県	5,513円
5	和歌山県	5,501円
6	青森県	5,491円
7	長崎県	5,421円
47	栃木県	4,409円
	全国平均	4,972円

《保険者等の将来予測》

現在でも保険料が全国でも高い水準となっており、高齢化進展の対策として、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れが予測される。

○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

<離島加算制度と軽減事業の対比>

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬(加算前)の11.5%	介護報酬(加算前)の10.35%

○賃金格差について

	全産業	医療・福祉
長崎県	243.6	238.6
全国	295.7	272.8

※平成25年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

職種	長崎県	全国
全体	182,685	211,900
訪問介護員	163,078	183,843
介護職員	168,435	193,253
看護職員	215,718	261,994

※平成24年度介護労働実態調査(介護労働安定センター長崎支部)

【1 保険料負担の軽減について】

○保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは

介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また、保険料負担として第1号被保険者分が21%、第2号被保険者分が29%となっています。

このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。

○費用負担の抜本的な見直しとは

本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

○軽減制度の対象とは

離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業だけとなっております。

○現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。

○軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。

また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。

よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。

【3 介護職員等の処遇改善について】

○介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すとは

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という）制度は、介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）制度の仕組みを踏襲したものです。長崎県においては依然として他業種との賃金格差が生じていることから、介護人材の安定的な確保には、なお一層の処遇改善（賃金格差是正策等）が必要です。

○加算対象事業所及び職種を拡大することとは

介護（施設）事業所は、介護職員以外の職種でも他の事業所等と比べて、賃金水準が低いことから、現在、加算の対象外となっている訪問看護等も加算対象事業所とすること。

また、看護師等の介護職員以外の職種についても加算対象職種とすることを望みます。

○県、市町及び利用者の負担増にならないよう配慮とは

加算に係る費用については、利用者の負担分も含め保険給付費に対する国庫負担の割合を引き上げるなどの見直しをしていただくことを望みます。

51 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

重度障害者医療費助成制度の実施状況

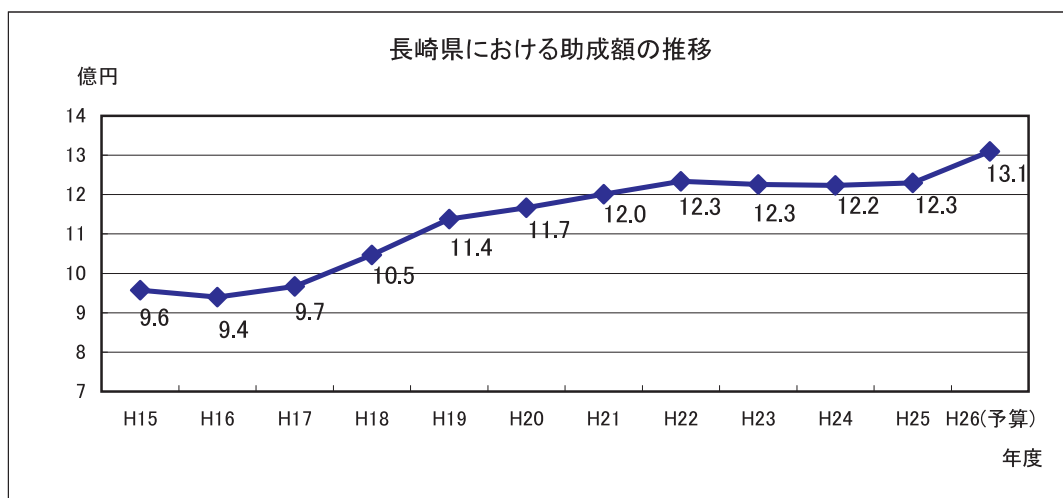
【全国の実施状況】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
 - 中度：22都府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
 - 中度：10県
 - 精神障害者 重度：21道県
 - 中度：8県
 - ・ 自己負担
 - 有：28都道府県
 - 無：19府県
 - ・ 支払方法
 - 現物給付：22道府県
 - 償還払い：18県
 - 併用：7都県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
(東京都は都が直接実施)

【長崎県の制度】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 身障手帳1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神手帳1級所持者
- ・ 自己負担
 - 同一医療機関ごとに
1日 800円
(月上限1,600円)
- ・ 支払方法
 - 償還払い

長崎県における助成額の推移



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

重度障害者医療費助成制度は、重度障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施しています。

本県における、平成26年3月31日現在の受給者数は42,709人であり、介護にあたる保護者やその家族を含めた、多くの方々の経済的・精神的負担の軽減が図られています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきところ、財政力などに差があることから、助成の内容が各自治体により異なります。

また、重度障害者医療費助成制度は、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、以下の課題があります。

- (1) 対象者である重度障害者の増加が今後も見込まれることもあり、各都道府県及び市町村の財政にかなりの負担となっていること。

本県においても、対前年度比では横ばいであるものの、傾向としては増加傾向を示しています。

- (2) 本県においては、平成25年10月から、精神障害者保健福祉手帳の1級所持者（通院のみ）を新たに対象としたものの、入院も対象とすること及び対象範囲の拡大について引き続き要望があげられていること。

- (3) さらに対象を拡大するにあたっては、現在の財政の状況を踏まえると自己負担額の増などを検討しなければ制度を維持できず、対象者に対して新たな負担が生じる可能性があること。

平成25年10月から75歳以上の中度障害者（身体3級、知的B1）を対象としたが、併せて中度障害者については助成率を2/3から1/2とし、新たな負担をお願いしています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

障害者本人及び介護にあたる保護者とその家族の生活の安心を下支えする制度として重度障害者医療費助成制度を国において創設され、必要な財政措置をされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

国における制度として、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けられることとなり、また、必要な財政措置がなされることにより、より安定的な制度運営が可能となります。

52 町村福祉事務所の設置促進について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応を可能とし、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットとなる。このため、町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税による財政措置を講じること

○本県における市町村合併に伴う、町村数等の減少（平成26年3月現在）

時 期	町 村 数	県事務所数	町村の生活保護世帯数
平成16年 2月	71町村	8所2支所	4,092
平成26年 3月	7町	3所	1,091
比 較	△64町村	△5所2支所	△ 3,001

○町別の生活保護世帯数等（平成26年3月現在）

県福祉事務所名	所 在 地	管 轄 町	生活保護世帯数
西彼福祉事務所	長崎市	長与町	189
		時津町	230
東彼・北松福祉事務所	佐世保市	東彼杵町	60
		川棚町	89
		波佐見町	82
		佐々町	155
上五島福祉事務所	新上五島町	新上五島町	286
計		7町	1,091

○本県における町村福祉事務所設置状況（平成26年4月現在）

設置町名	設置年月日	生活保護世帯数
小値賀町	平成25年4月1日	29

※生活保護世帯数は平成26年3月現在

○全国における町村福祉事務所の設置状況（平成26年4月現在）

大阪府	奈良県	三重県	島根県	鳥取県	計
1町	1村	1町	10町1村	12町1村	
岡山県	広島県	山口県	長崎県	鹿児島県	
1町2村	9町	1町	1町	2町	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

少子高齢化の急速な進展等に伴い、福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく状況にあります。また、市には福祉事務所の設置義務がありますが、町村の場合は、任意となっていることから、本県においては、福祉事務所未設置の全ての町を県が設置する福祉事務所で所管しています。

こうした中、生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に即したきめ細かな対応が可能となり、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットがあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・福祉事務所の運営費は、市の場合は、普通交付税で措置されますが、町村の場合は、特別交付税で措置されることから、以下の課題があります。

- (1) 特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。
- (2) 普通交付税と比較して、特別交付税は交付時期が遅い（普通交付税は4～11月、特別交付税は12月）ため、資金繰りに悪影響を及ぼすこと。
- (3) 特別交付税は、経常収支比率の算式上、分母（経常一般財源等）に算入されないため、経常収支比率を高める要因となること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税により財政措置されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・各町との協議結果から、運営経費が特別交付税であることが課題として示されており、特別交付税ではなく普通交付税であれば、町村にとっては、財源措置がより明確となり、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、町村福祉事務所の設置が推進されることが期待できます。

・町村福祉事務所の設置による効果としては、

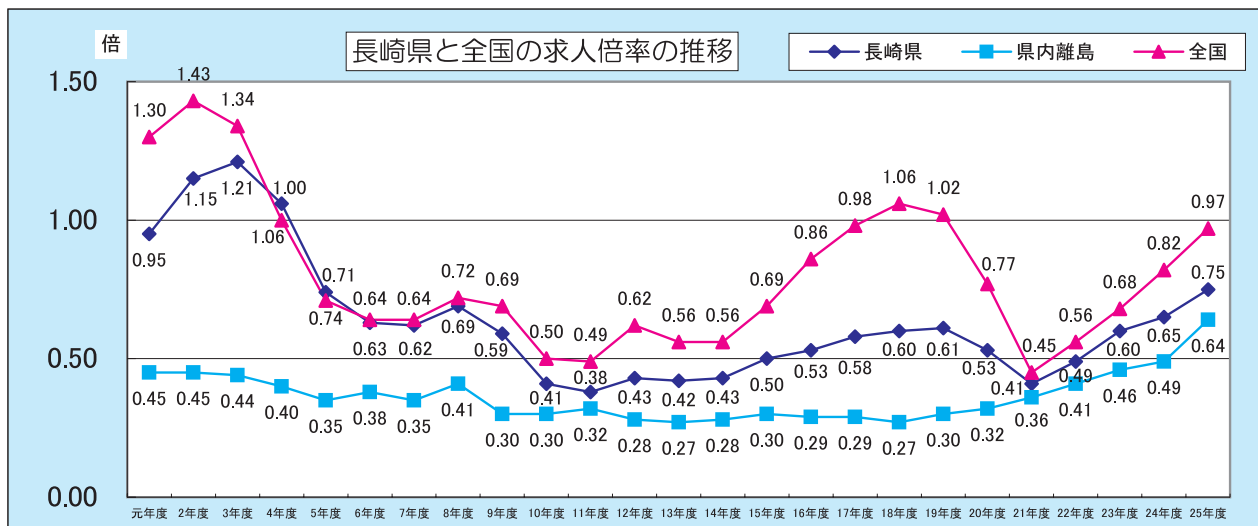
- (1) 福祉分野において、市と同等の権限を有することになります。
- (2) 町民ニーズに対し、総合的に完結可能なサービス提供体制が整備できます。
- (3) 迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上につながります。
- (4) 他の福祉部門等との連携により、住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握が容易となり、総合的なサービスを迅速に提供することが可能となります。

53 雇用対策について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県では依然として厳しい雇用情勢が続いており、雇用創出を図る「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」について、平成27年度からの事業実施が可能となるよう事業実施期間の延長等の要件緩和及び増額を行うこと
- 2 女性の就業継続を推進するため、労働局に推進員を配置し、仕事と家庭の両立支援の拡充を図ること
また、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援の充実を図るため、ハローワークへのマザーズコーナーの増設を行うこと
- 3 高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう高齢者就労総合支援コーナーの拡充を行うとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充等を行うこと
- 4 障害者等の就職促進のため、障害者雇用率未達成企業に対する指導強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員（仮称）を配置し、障害者等に対する支援体制の充実を図ること
- 5 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、新卒者の厳しい就職環境を踏まえ、就職支援策の拡充を図るため、新卒応援ハローワークの増設を行うとともに、就職者への定着支援のための体制整備の充実を図ること
- 6 社会経済のグローバル化に対応するため、我が国への就職を希望する留学生に対し留学生求人開拓員（仮称）の配置や受入企業への助成金制度の創設を行うなどの就職支援策を講じること
- 7 企業活動の存続と従業員の生活の安定が図られるよう、「雇用調整助成金」について、本制度を維持するとともに、今後も景気の動向に応じて、機動的かつ柔軟な対応を図ること



(資料出所:長崎労働局)

【1 「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」について】

○事業実施期間延長等の要件緩和及び増額を行うこととは

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が総じてみれば緩やかな改善傾向にあるものの、全国と比べて低い状況が続いており、短期的な雇用創出を伴う人材育成の必要性は依然として高い状態が続いています。このため平成27年度からの雇用機会の創出等の事業実施が可能となるよう、事業実施期間を延長する要件緩和を実施していただくとともに、それに伴う交付金の増額を望みます。

基金事業終了後の継続雇用を図るため、新規雇用者の雇用期間を2年以内とする要件緩和を望みます。

【2 女性の就業継続推進について】

○仕事と家庭の両立支援の拡充とは

女性の勤続年数は男性と比べて短く、継続就業を希望しながらも出産・育児等により離職を余儀なくされ、就業の継続に見通しを持ちにくくなっているのが現状です。

働き続けることを希望する女性が退職することなく継続就業できるよう、企業に対して、子育てや介護をしながらも働き続けられる雇用環境の整備に関する啓発や、各種制度の周知を効果的に進めるために推進員を配置するなど、仕事と家庭の両立支援の強化を望みます。

○子育て等のために離職した女性の再就職支援の充実とは

出産・育児によりいったん仕事をやめても、子供が育つにつれて就労を希望する女性が多いにも関わらず、実現できていないのが現状です。こうした子育て等により離職した女性への再就職支援を推進するため、ハローワークにおけるマザーズコーナーの増設などを望みます。

【3 高齢者の就業機会の確保について】

○高齢者就労総合支援コーナーの拡充とは

本県における高齢者人口の割合は26.0%（全国 23.0%）で全国よりも高齢化が進んでいます。一方、高齢者の就業率は16.9%と全国より3.5ポイント下回っています。

本県にとって、年齢にかかわらず、意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現は取り分け重要であり、現在、ハローワーク長崎にのみ設置されている「高齢者就労総合支援コーナー」の相談員等の拡充や県内各ハローワークへの新規設置を望みます。

○シルバー人材センター事業についての補助金の確保・拡充等とは

①補助金の確保・拡充とは

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与しており、超高齢化社会において、その果たすべき役割はますます重要です。しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けにより、国の平成23年度におけるシルバー事業関係予算は、平成21年度に比べ、32.8%、約44億9千万円の削減がなされました。なお、平成24年度以降については、前年度とほぼ同額の予算が確保されているものの、センター運営の要である職員の削減を余儀なくされるなど、シルバー事業の運営は非常に厳しい状況となっています。

今後、シルバー人材センターの円滑な運営を図るため、事業推進に必要な補助金の確保・拡充を望みます。

②派遣契約期間の適用除外とは

シルバー人材センターからの派遣労働者については、派遣先の常用労働者の代替になるとは考え難いため、派遣法第40条の2の規定による派遣契約期間の制限の適用除外の措置を望みます。

【4 障害者等の就職促進について】

○障害者雇用率未達成企業の指導強化や障害者等の支援体制の充実とは

約4割にのぼる雇用率未達成企業の解消を図るとともに、仕事に就くのが困難な障害者や難病患者等の就業支援をきめ細かに行き就職を促進するため、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓推進員（仮称）を配置するなどの支援体制の充実を望みます。

【5 若年者等の就職促進について】

○就職促進施策の推進とは

本県では、若者向け就業支援施設「フレッシュワーク」や中高年者向け就業支援施設「再就職支援センター」を設置して、就職に関する悩み相談、適職診断、応募書類の書き方や面接の受け方等のセミナーを実施しており、職業相談機能について、人的支援を含めた予算の確保を望みます。

○新卒者の厳しい就職環境とは

長崎労働局によると、平成26年3月末日現在、大学等の就職内定率は93.3%、高校の就職内定率は97.9%となっていますが、大学等の県内就職率は44.4%、高校の県内就職率は52.4%と若者の県外流出が続いており厳しい状況となっています。

○就職支援策の拡充とは

本県は、厳しい就職環境を踏まえ、平成25年度は高校の就職支援を重点に、県内企業に対して求人票の早期提出要請、高校へ就職支援専門員の配置、合同企業面談会の実施など、県と国がそれぞれの施策の連携を図り支援したところです。さらに新卒者の早期就職を促進するため、新卒応援ハローワークの増設など就職支援策の拡充を望みます。

また、ニート等若者無業者の職業的自立支援を推進するため、地域若者サポートステーション事業の予算の確保並びに拡充を望みます。

○定着支援のための体制整備の充実とは

本県では、若者向け就業支援施設「フレッシュワーク」（ジョブカフェ）と国の新卒応援ハローワーク（大学、高校）、わかもの支援コーナーをワンフロア化し、就職支援の充実を図っております。さらに就職した新卒者等若者の定着支援を効果的・効率的に実施するため、人的支援を含めた予算の確保を望みます。

【6 留学生の就職支援について】

○留学生に対する就職支援策とは

社会経済のグローバル化に対応するためには、留学生の受入れを増進するなどの積極的な取組みが必要です。このため、大学等に在籍する留学生を卒業後に国内へ就職させるために、留学生の就職を促進するための留学生求人開拓推進員（仮称）のハローワークへの配置や留学生を採用した企業への助成金制度の創設など就職支援の強化を望みます。

【7 雇用調整助成金の維持について】

○機動的かつ柔軟な対応とは

リーマンショック後、数次にわたる助成内容等の拡充により雇用維持が図られ、本県の厳しい雇用情勢の下支えとなったところです。平成25年12月1日から、同制度は、ほぼリーマンショック前の支給要件に戻されていますが、今後も景気の動向に応じて、雇用情勢に対応する要件の緩和を望みます。

【現行の助成内容等】

- ・支給要件
 - ・最近3ヶ月の生産量、又は売上高等の指標が前年同期と比べて10%以上減少
 - ・助成率
大企業1/2、中小企業2/3
- ・教育訓練費
大企業1,200円、中小企業1,200円
- ・支給限度日数
1年間で100日（3年間で150日）

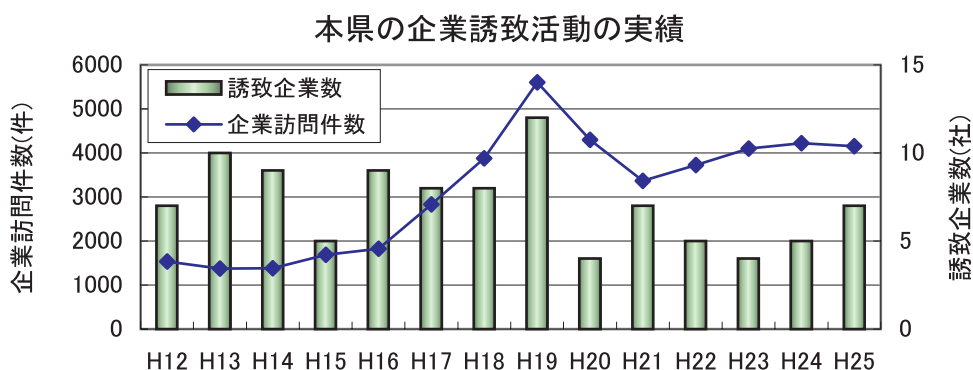
54 大規模工業団地の整備について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

雇用情勢が厳しく、かつ、財政力の弱い地域において、大規模な企業の集積により県民の「働く場」を確保し、低迷する地域経済の活性化を図るため、地元自治体のみでは整備が困難な大規模工業団地について、国やその関連団体による整備、又は、地元自治体の工業団地整備に対する財政支援を行うこと

1. 本県における企業誘致活動の実績



2. 本県における工業団地整備への取組

(1) 市町営工業団地整備支援事業

助成対象：市町村（分譲面積2ha以上の工業団地整備）
 対象事業：工業団地の造成、周辺インフラ整備等
 対象経費：整備事業費一分譲収入見込額、起債償還利子
 助成率：分譲面積 2～10haの場合 対象経費×1/2
 分譲面積10～20haの場合 対象経費×1/2+10haを超える部分に係る起債利子×1/2
 分譲面積 20ha超 の場合 対象経費×1/2+10ha以下の部分を含む起債利子全体×1/2

(2) 新たな工業団地（平成25年度以降分譲開始のもの）

	工業団地名	所在地	事業主体	分譲用地面積(ha)	備考
整備済み	波佐見町営工業団地	波佐見町	波佐見町	2.9	
	松浦市東部工業団地	松浦市	松浦市	6.1	
	長崎テクノヒル茂木	長崎市	長崎市	2.4	企業立地決定済み
	ウエストテクノ佐世保	佐世保市	佐世保市	16.7	
整備中 (予定)	西海市工業団地(仮称)	西海市	西海市	4.3	
	佐世保つくも工業団地	佐世保市	長崎県	5.3	
	計			37.7	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県は、本土最西端に位置し、大消費地から遠く、離島・半島が多いなど、地理的、地勢的に不利な条件下にあります。産業構造では、全国と比べて第1次産業の従事者割合が高く、第2次産業の割合が低いという特徴があり、一人当たり県民所得は、昭和34年度以降全国40位台で推移しており、この10年間の有効求人倍率も、全国を下回る0.4～0.7倍台となっているなど、厳しい状況が続いております。

そのため、本県では、力強い地域経済を実現し、製造業を中心とした産業の振興、「働く場」の確保を進めるため、今後益々拡大するアジアの新興市場も見据え、北部九州に集積が進む自動車関連企業を始め、精密機器、産業用機械、情報通信関連企業などを主な対象として、積極的な企業誘致に取り組んでいるところです。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

本県では、年間数千件に及ぶ企業訪問など、積極的な企業誘致活動に取り組むとともに、市町の工業団地整備に対する県独自の支援制度を設けて工業団地の整備を推進していますが、山がちで平坦地が少ないという地形的要因から造成経費が嵩むことなどもあって、大きな雇用を創出する規模の大きな工場集積が可能な大規模工業団地の整備は、地元自治体のみでは限界があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

雇用情勢が厳しく、かつ、財政力の弱い地域において、地元自治体のみでは整備が困難な大規模工業団地について、国や独立行政法人中小企業基盤整備機構など国の関連団体による整備に取り組んでいただくこと、又は、地元自治体の工業団地整備に対する財政支援を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

規模の大きな企業進出の受け皿となる大規模工業団地が整備されることにより、製造業を中心とした産業集積を推進し、地域における雇用の場の確保、県内経済の活性化が可能となります。

55 ベっ甲原料の確保方策について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内でのタイマイ増養殖事業の実現に対する支援
- 2 タイマイの輸入再開に向けた取組

長崎べっ甲業界におけるタイマイ輸入制限前の状況と現状の比較

項目	平成元年度①	平成25年度② (※)	増減数	比率②／① (%)
事業所数(事業所)	102	48	△ 54	47.1
生産額 (億円)	31	1	△ 30	3.2

(※) ベっ甲業界実態調査 (一般社団法人日本べっ甲協会) より

歴史と伝統に培われたべっ甲職人の技



現在の長崎べっ甲細工



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。

3年おきに開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成25年3月にタイ王国で開催された第16回会議においてもダウリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。

国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖技術開発や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、平成25年度には、タイマイ養殖の実用化に向けて、養殖コスト削減の研究や養殖タイマイを使用した製品のモニタリングの実施など着実に進展しております。長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- ・タイマイの増養殖技術開発が成功した後、その研究成果を活用し、べっ甲産業界が単独で増養殖事業を実現していくには多大な費用がかかり、事業継続の困難が懸念されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・技術開発の成果を活用したタイマイ増養殖事業を実現させ、べっ甲の原料として低廉な価格で取得・取引が可能となるような対策等を措置されることを望みます。
- ・タイマイの取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を実施されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・タイマイの安定的かつ継続的な確保が可能となり、原料の枯渇を避けることができれば、後継者の育成や産業の存続が可能となります。